

## 決議 X. 28

## 湿地と貧困削減

1. ミレニアム開発目標 (MDG) 1 が 2015 年までに飢餓に苦しむ人々を半減させることを目指した「極度の貧困と飢餓を根絶すること」であることを**意識**し、ラムサール条約の賢明な利用規定の履行が貧困根絶に貢献し得ること、それゆえに環境持続可能性を保証する MDG7 を含む MDG 等の実現にも寄与し得ることを**同様に意識**し、
2. 多くの湿地とその生態系サービスが、特に食料の供給、繊維及びその他生産物、衛生を保つための水、飲料水、灌漑及びその他の目的、ならびに洪水や暴風雨の襲来による被害防止のような機能を通して、人々の食料安全、生活及び人類の福祉を支えるための主要な役割を果たしていることを**認識**し、一方でミレニアム生態系評価 (MA) をはじめとした近年の評価で報告されている更なる湿地の喪失と劣化が、こうした湿地のサービスの継続的な供給、ひいては人々の健康、生活及び福祉を更なる危険にさらしていることを**憂慮**し、
3. 貧困削減問題を理解することの重要性と、気候変動と湿地に関する決議 VIII. 3 (2002) と X. 24 (2008) に示されているような、湿地再生活動を通じたものを含む、湿地への気候変動による影響の緩和策および適応策について対処する機会の重要性を**再び認識**し、
4. 「湿地と貧困削減」についての決議 IX. 14 (2005) において、国連機関、ラムサール国際団体パートナー (IOPs) 及び国内・国際 NGO 等との協働を含めた湿地保全と賢明な利用に関する貧困の根絶の課題を提起するために、締約国が包括的な締約国の枠組みを規定したことを**想起**し、
5. 特に地域住民の能力開発と意識向上を通じた、とりわけ国際湿地保全連合の「湿地と貧困削減プロジェクト (WPRP)」及び「グリーンコーストプロジェクト」、ならびに「湿地と生活ワーキンググループ (WLWG)」を含む、条約の国際団体パートナー (IOP) と他機関との間のパートナーシップの取り組みが、湿地に関する貧困の根絶問題に貢献していることを**認識**し、
6. 決議 IX. 14 が、湿地に関する貧困の根絶に係る全ての優先的課題と対応を特定しなかったこと、そして同決議が、締約国等による行動の枠組みを提示しながらも、このような行動を実行するにあたっての方法や手段について指導せず、それぞれの行動を実行するための適切な空間規模を示さなかったことに**留意**し、
7. ガーナ政府、マリ政府及びベニン政府、同じく国際湿地保全連合の、この決議作成にあたっての協力と貢献に**感謝**し、

## 締約国会議は、

8. 締約国に対して、決議 IX. 14 で採択された湿地と貧困削減に向けた行動の枠組み、特にラムサール湿地内と周辺に居住する地域の貧困削減のための行動の枠組みを更に実行していくための方法や手段を明らかにすること、そして湿地保全と貧困の根絶を統合していく行動を成し遂げるうえでの、成功例、課題、制約及び機会について、これらの実施にしばしば必要である妥協点も含めて、報告することを**奨励**する。
9. 締約国や国際団体パートナー (IOPs) 等に対して、条約事務局及び科学技術検討委員会 (STRP) に、地域住民による湿地資源の賢明な利用が貧困の根絶に著しく貢献するというを示す事例を、特に文書化されたケーススタディーの形で提示するよう**同様に奨励**する。

10. 締約国に対し、決議 IX.14 で取り決められている行動の枠組みに関して、同様に以下の行動を取るよう強く要請する：

i) 必要に応じて湿地の復元を含めて、湿地の賢明な利用と管理を、特定の湿地、特にこのように湿地サービスが時間の経過と共に変化する湿地の、現在、そして将来予想される生産性を理解するための戦略を立てる必要性を考慮し、「貧困削減戦略」、「国家気候変動戦略 (NAPAs)」、助成金移動プログラム、ならびに水と衛生に関する計画及び戦略を含む関連する全ての国家政策及び地域政策に、引き続き組み入れるように努める、

ii) 締約国の計画ならびに陸域管理の政策及び戦略の中に、決議 X.23 の「湿地と人類の健康及び福祉」で述べられているような、湿地の劣化による人類の健康へのリスク上昇と同様に、とりわけ水媒介性の病気及び水に関連する病気に関連した、衛生及び人類の健康に対する湿地の役割を認識する、

iii) 地域住民グループによる理解を進めるため、伝統的な知識・慣習と地域の視点を尊重し、これらを各国の湿地管理及び持続可能な生活イニシアティブに、必要に応じて組み込む、

iv) 決議 VIII.35 (2002) 「特に干ばつ等の自然災害が湿地生態系に及ぼす影響」を実行する際に、サイクロン、高潮、干ばつ、洪水及び津波のような自然災害から人々を守るために制定された全ての初期警告システムと緊急対応策が、湿地管理の利用と、必要に応じて、気候変動、海面上昇及び塩水進入の影響を防ぐための回復指標を含むことを保証する、

v) 一般的な湿地や、特にラムサール条約湿地において、貧困削減の機会を設ける目的で、適切なエコツーリズム活動を開発する際、このような観光が湿地の健全性及び地域の文化に与える負の影響も考慮しながら、関係する機関と協力して行う、

vi) 貧困根絶の促進に価値を付与することで湿地資源への負荷を低下させるため、優良事例にまつわる知識を照合し、湿地生産物の賢明な利用、採取、製造及び販売への応用を促進する、

vii) 自給自足及び公正な利益分配を長期的な視点で促進することを目標に、特に民間部門とのパートナーシップの元で、回転資金及びシードファンディングを含む、短期的・長期的な湿地管理の改善及び目に見える貧困根絶につながる、マイクロクレジット方式のような経済的インセンティブ及び投資を設ける、

viii) 貧困根絶プログラムへの資金調達的手段として、回避することのできた森林破壊及び湿地の劣化を介したもの、または利用権及び利益の共有を目的とした民間部門とのパートナーシップを介したものを含めて、生態系サービスへの支払いを導入することを奨励する、

ix) 湿地サービスについて、その利用が利用者報酬のような税制を基盤とした経済構造に含まれるように、また、各国の貧困根絶プログラム及び持続可能な湿地管理への投資に貢献するように、同サービスを経済財として扱う、

x) 湿地における貧困の根絶に寄与する経済的インセンティブまたは収入増加活動への投資を新しく導入する以前に、既存の販売網とそこにアクセスする方法を明らかにすることの重要性を認識する、

xi) 決議 X.26 「湿地と鉱業」の履行に関して、鉱業活動の廃坑段階も含めた、採鉱やその他の鉱業が営まれている、もしくは今後営まれる可能性のある地域にある湿地について、そのような湿地に依拠する人々の生活を保護するための措置を講じる。

11. 国際団体パートナー（IOPs）とその他の関連団体やネットワークと協力している科学技術検討委員会に対して、決議 IX.14 で設定されている行動の枠組みと、この決議で更に加わった行動に関する枠組みを見直すこと、これらを踏まえて、これらの決議の執行を後押しするために、今後の作業計画の中に、特に次に挙げる項目を含めた、締約国用の詳細な手引きの開発を織り込むことを**要請する**：
  - i) 貧困根絶活動全般にとっての最も適切な規模の明確化を含む、湿地の保全及び賢明な利用を貧困根絶と関連付けるための統合的な枠組みの開発、
  - ii) 湿地の賢明な利用を生活及び貧困根絶に結びつける指標の明確化及び開発、
  - iii) 湿地に関係する貧困根絶に取り組むための、実用的に構築された「利用可能なガイドラインとツールへの手引き」の開発、
  - iv) 上記第 9 段落で書かれているケーススタディーの結果に基づくものを含めた、湿地の喪失がいかに人々の生活に影響するか、そして湿地の生態的特徴を維持または保全することがいかに貧困の緩和に貢献するかについての、事例の書誌情報及び批評記事。
12. 開発銀行及びその他の寄付者に対して、政府に対する能力育成への援助、湿地における貧困根絶に取り組むための異なる部門間にわたるアプローチ、そして気候に関する投資プログラムを通したものを含めた、締約国によるこの決議の履行を援助するよう**求める**。